

吳市海事歴史科学館 指定管理者募集要項

平成23年8月

吳市産業部海事歴史科学館学芸課

呉市海事歴史科学館指定管理者募集要項

呉市は、呉市海事歴史科学館（以下「歴史科学館」という。）のより効率的な運営及び管理を進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び呉市海事歴史科学館条例（平成16年呉市条例第34号。以下「条例」という。）第4条の2の規定により、次のとおり歴史科学館の指定管理者を募集します。

1 施設の目的

歴史科学館は、明治以降の日本の近代化の歴史そのものである「呉の歴史」と、その近代化の礎となった造船、製鋼を始めとした各種の「科学技術」を紹介し、我が国の歴史と平和の大切さを認識していただくとともに、科学技術創造立国を目指す日本の将来を担う子ども達が科学技術のすばらしさを理解し、未来への夢を持てるような「呉らしい博物館」を目指しており、地域の教育、文化及び観光等に大きく寄与することを目的としています。

2 施設の概要等

(1) 名称 呉市海事歴史科学館

(2) 愛称 大和ミュージアム

(3) 所在地 呉市宝町5番20号

(4) 施設規模

ア 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造・鉄筋コンクリート造
4階建て

イ 敷地面積 約10,334㎡

ウ 建築面積 4,817㎡

エ 延床面積 9,628㎡

(5) 主要施設

ア 展示エリア

呉の歴史（841.72㎡）、船をつくる技術（1,028.2㎡）、未来へ（248.17㎡）、大型資料展示室（573.3㎡）、展示デッキ（128.72㎡）、実験工作室（118.2㎡）

イ 交流エリア

大和ひろば（731.27㎡）、ホール（366.79㎡）、映像映写室（50.05㎡）、ライブラリー（111.04㎡）、市民ギャラリー（471.9㎡）、会議室・研修室（114.55㎡）

ウ 収蔵・調査研究エリア

研究室（59.06㎡）、作業室（76.36㎡）、書庫（245.07㎡）、資料室（361.95㎡）、くん蒸室（17.18㎡）

エ オープンエリア

エントランスホール（260.97㎡）、ミュージアムショップ（69.44㎡）、テラス

オ 駐車場

普通自動車285台，身体障害者用3台，大型自動車7台

〔敷地内〕

普通自動車 65台，身体障害者用2台
〔敷地外(賃借)〕

普通自動車220台，大型自動車7台，身体障害者用1台

カ その他

屋外実物資料

(6) 開館時間及び休館日

ア 開館時間 次の表のとおり

区 分	開 館 時 間
常設展示室	9時から18時まで
ホール(多目的)	9時から21時まで
市民ギャラリー	9時から21時まで
ライブラリー	9時から17時まで
会議室・研修室	9時から21時まで

1 常設展示室への新たな入館は，当該開館終了時刻の30分前までとする。

「7月1日から8月31日までの常設展示室の開館時間は，この表に定める開館時間にかかわらず，9時から19時までとする。」については，平成24年度以降，呉市海事歴史科学館条例施行規則を改正し，廃止とします。

イ 休館日 1月1日から1月3日まで，4月29日から5月5日まで，7月21日から8月31日まで及び12月29日から12月31日までの各期間を除く火曜日。ただし，当該火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは，その翌日とし，当該翌日が休日に当たるときは，その直後の休日でない日

ウ 市民サービスの向上を図るため，呉市において必要があると判断したときは，休館日や開館時間を変更することがあります。

3 指定管理者の行う業務

- (1) 歴史科学館の管理運営に関する業務
- (2) 歴史科学館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 歴史科学館の利用促進に関する業務

なお，詳細については，歴史科学館業務仕様書を参照してください。

4 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日(5年間)。ただし，管理を継続することが適当でない認めるときは，指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお，指定管理者の指定の議決を受けたものは，自己の責任と負担において，平成24年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように，人的・物的体制を整えなければならないこととします。

5 管理運営経費

歴史科学館の管理運営に要するすべての費用は，原則として，利用料金及びその他の収入並びに市からの指定管理料をもって充てるものとします。

(1) 利用料金

ア 利用料金の設定

条例第6条の2に規定する利用料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。

なお、設定に当たっては、市長の事前承認が必要です。

イ 利用料金の減免

市長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

(2) 管理運営に係る指定管理料

市は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。

また、指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託費等）、公課費などを含むものとします。

なお、指定管理料の具体的な額や支払い方法は、協議の上、年度ごとに協定で定めるものとし、指定管理料については、年度末の精算は、原則として行いません。したがって、不足が生じた場合に指定管理料を増額することはなく、余剰が発生した場合も、指定管理料を減額することはありません。

ただし、事業計画や仕様書の変更等があった場合、協議により指定管理料を変更することがあります。

(3) 利用料金等の取扱い

原則として、上記(2)のとおり事業計画において提案された額について、予算の範囲内で支払います。ただし、次に掲げる場合は、事業計画及び収支計画書で提案してください。

ア 当初の収支計画で収益が見込まれる場合

利用料金等の収入から指定管理業務にかかる経費を差し引いて発生する収益があらかじめ見込まれる場合は、その収益額を基本納付額として市に納付していただきます。

イ 当初の収支計画より利用料金等収入が上回った場合

指定管理者の経営努力により、当初の収支計画より利用料金等収入が上回る事となった場合は、一定割合を市に納付いただき、残は指定管理者の収益とします。割合については、応募者において事業計画書及び収支計画書で提案してください。

6 応募資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）

(2) 博物館展示業務等の実績があること。

(3) 歴史科学館のサービス向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同（以下「共同体」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア 共同体の適切な名称を設定し、代表となる団体等を選定してください。

イ 当該共同体の構成員は、別の団体の構成員となり又は単独で申請することはできません。

(4) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉

市規則第1号)第2号各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則】

(欠格事項)

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者(条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 市税及び県民税の滞納がある者
 - エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
- (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180号の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。)

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

申請することができるのは、1団体につき1申請とします。(共同体による申請も1申請とします。)

7 募集要項、仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

〒737-0029 呉市宝町5番20号
歴史科学館 4階研究室

(2) 配布期間

平成23年8月17日(水)から平成23年9月16日(金)までの午前9時から午後5時15分まで(休館日を除く。)

なお、募集要項は、呉市ホームページからダウンロードすることができます。

8 応募説明会

募集要項及び仕様書等について、次の日程で応募説明会を開催します。

(1) 日時

平成23年8月24日(水) 午後2時から

(2) 場所

歴史科学館 4階会議室・研修室

(3) 参加申込方法

応募説明会への参加を希望される場合は、平成23年8月23日(火) 午後5時15分までまでに別紙の応募説明会参加申込書(様式第5号)を持参するか、担当者に電話連絡の上、歴史科学館まで電子メール kaizi@city.kure.lg.jp 又はファクシミリ 0823-25-3982 によりご連絡してください。

9 応募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

平成23年8月17日(水)から平成23年9月9日(金)までの午前9時から午後5時15分まで

(2) 質問方法

別紙の質問書(様式第6号)を電子メール kaizi@city.kure.lg.jp により送付してください。なお、混乱や伝達の不備を回避するため、電話、口頭、ファクシミリ等による質問には応じられません。また、標題には、「指定管理者質問」の文字列を含めてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、すべての応募団体に対して電子メールで行います。

質問から概ね3日以内に随時回答しますが、内容によっては時間を要する場合があります。

10 応募の手続

申請を希望する団体は、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)

イ 団体概要(様式第2-1号)

共同体での応募の場合は、次の書類も提出すること。

(ア) 共同体構成届出書(様式第2-2号)

(イ) 共同体協定書の写し(様式第2-3号)

(ウ) 共同体委任状(様式第2-4号)

ウ 歴史科学館の事業計画書

(ア) 利用者の平等な利用の確保(様式第3-1号)

(イ) 施設の適切な維持管理

a 施設の維持管理について(様式第3-2号)

b 災害時、緊急時等の体制について(様式第3-3号)

(ウ) 管理経費の削減

- a 収支計画の策定の考え方について（様式第3 - 4号）
- b 経費削減努力の考え方について（様式第3 - 5号）

(I) 施設の利用促進

- a 営業・広報等について（様式第3 - 6号）
- b 利用者等からの苦情等の対応について（様式第3 - 7号）

(オ) 安定的な管理

- a 職員の配置について（様式第3 - 8号）
- b 職員配置計画（様式第3 - 9号）
- c 職員の研修計画について（様式第3 - 10号）
- d 個人情報保護，情報管理について（様式第3 - 11号）

エ 歴史科学館の収支計画書（様式第4 - 1，4 - 2号）

オ その他応募に必要な書類

(ア) 定款，寄付行為，規約その他これらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては，当該法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。），法人以外の団体にあっては，代表者の申請をする日現在の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては，外国人登録証明書の写し）

(ウ) 申請をする日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

(I) 過去2年間の財務書類（貸借対照表，損益計算書，事業報告書，利益処分計算書，財産目録その他経営の状況を明らかにする書類）

(オ) 役員名簿（申請書提出日現在のもの）

(カ) 印鑑証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部（複写可）とします。ただし，提出書類は原則A4サイズ片面印刷とし，書類中央下にページ数を付記してください。（副本のうち1部は，審査事務の都合上，コピーが可能なように製本等しないようにしてください。）

(3) 提出場所

7(1)と同じ

(4) 提出期限

平成23年9月12日（月）から平成23年9月16日（金）まで
午前9時から午後5時15分まで

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は，書留とし，平成23年9月16日（金）午後5時15分必着とします。）

(6) 応募の留意事項

ア 共同体での応募の場合，10(1)提出書類のオについては，構成員ごとに提出してください。

イ 応募に要する経費は，すべて応募団体の負担とします。

ウ 提出された事業計画書等の著作権は応募団体に帰属しますが，市は指定管理者の公表等必要な場合は，事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。なお，提出された書類は返却しません。

- エ 必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- カ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則認めません。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 候補者の選定方法

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、指定管理者選定委員会による提案内容等の審査に基づき指定管理者の候補者を1者選定します。

なお、応募者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。(審査の結果、候補者として適したものがないと認める場合は、候補者を選定しない場合もあります。)

(2) ヒアリング

提出された事業計画書等の内容を審査の後、ヒアリングを実施します。実施日時等は別途通知します。

(3) 候補者の選定基準

ア 利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 施設等の適切な維持管理が図られるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 歴史科学館の利用促進が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

選定基準の配点等については、別紙1のとおりです。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、すべての応募団体に対して文書で通知するとともに、市のホームページ等において、応募団体の名称等も公表します。

なお、公表までの間、応募団体名及び応募団体数、選定結果等についての問い合わせには一切応じません。また、選定委員会は非公開とし、選定結果に係る質問及び異議については受け付けません。

(5) 選定の除外

応募団体が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

ア 申請書類等に虚偽、不正又は不備があった場合

イ 募集要項に違反し、又は逸脱した場合

ウ 提出期限を超過した後に申請書類が提出された場合

エ その他不正な行為があった場合

12 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき呉市議会に提案し、議決後に指定管理

者として指定します。

なお、呉市議会において否決された場合は指定できません。この場合において、市は損害賠償等の責任は一切負いません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、呉市と指定管理者の間で指定管理者期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

(3) 指定後の留意事項

指定管理者が、協定の締結の前後を問わず、次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないか、又は解除することがあります。

その際、市は損害賠償等の責任は一切負いません。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が困難になったと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 事業計画策定上の留意事項（責任分担）

市と指定管理者との責任分担の詳細については別途協定書で定めますが、基本方針については次のとおりとします。

項 目	指定管理者	呉 市
施設の管理 (案内、警備、苦情対応、広報、団体受付等)		
施設、設備、備品の維持管理 (清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕、安全衛生管理、光熱水費等)		
災害時対応 (連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等)		(指示等)
災害復旧(本格復旧)		
施設の使用許可	(目的外使用許可等を除く)	(目的外使用許可等)
資料の特別利用許可		
施設の整備、改修	(小規模改修に限る)	(大規模改修に限る)
建物火災保険の加入		(建物総合損害共済)
施設全般の管理に必要な保険の加入		
包括的管理責任	第1次的な管理責任は、指定管理者が負います。	

14 指定管理開始にあたっての準備等

指定管理者の候補者は、自己の責任と費用負担において、平成24年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならないこととします。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、管理継続の可否について協議することとします。
- (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定めます。

16 その他留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に辞退をする場合には、辞退届（様式第7号）を提出してください。
- (3) 条例、同条例施行規則及びその他の関係法令の規定に基づき、適正に歴史科学館の運営を行うこと。
- (4) 呉市個人情報保護条例（平成6年呉市条例第1号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の規定に基づき、情報の適正な公開を行うこと。
- (6) 市と連携を図りながら歴史科学館の運営を行うこと。
- (7) 前指定管理者が平成24年3月31日以前に受け付け、使用許可を行った指定期間内の施設使用については、適正に引き継いでください。

なお、前指定管理者が平成24年3月31日以前に収納し、又は収受した当該指定期間内の施設使用に係る使用料又は利用料金については、前指定管理者の収入とします。

選 定 基 準

選 定 基 準	配 点
<p>【利用者の平等な利用の確保】 利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 （評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。 	<p>適・否 否は失格</p>
<p>【施設の適切な維持管理】 施設等の適切な維持管理が図られるものであること。 （評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・ 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。 	<p>適・否 否は失格</p>
<p>【管理経費の削減】 管理に係る経費の削減が図られるものであること。 （評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案額が適正な管理に支障を来すおそれのないものか。 ・ 管理経費の削減のための工夫がなされているか。 	<p>3 0</p>
<p>【施設の利用促進】 歴史科学館の利用促進が図られるものであること。 （評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・ 全国展開できる効果的な営業・広報等を行うことができるか。 ・ 利用者等からのクレーム対応は適切か。 	<p>4 0</p>
<p>【安定的な管理】 施設の管理を安定して行う能力を有していること。 （評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・ 安定した管理が行える人員配置になっているか。 ・ 事故等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。 ・ 個人情報等の情報管理について適切な対応がとれる体制となっているか。 	<p>3 0</p>
<p>合計点数</p>	<p>1 0 0</p>